

# 下諏訪町移住定住促進住宅改修事業補助金のご案内

## 下諏訪に移住する人

### 補助金を受けられる人（補助対象者）

下諏訪に移住する人のうち、以下の、すべての条件を満たす人

- 下諏訪町外にお住まいの人・下諏訪町に住んで5年未満の人  
①現に町内に住所を有していない者又は町内に住所を有して5年を経過しない者
- 下諏訪町外に5年以上住んでいた人  
②町外に5年以上居住している者（町内に住所を有して5年を経過しない者にあつては、町内に住所を有する前に町外に5年以上居住していた者）
- 税金などを滞納していない人  
③町税等を滞納していない者
- 移住後、5年以上下諏訪町に住もうとする人  
④改修工事完了後引き続き5年以上定住する見込みのある者
- 町内会に加入をする人  
⑤定住地の町内会に加入する者



#### 空き家を購入して居住するため

町内に所在する居住用の家屋であって現に居住していないものを、購入して住宅の増改築又はリフォーム工事をして居住する

#### 多世代同居のため

住宅の増改築又はリフォーム工事をして、配偶者の他に3親等\*以内の者と同居をする  
※曾祖父母、叔父叔母、姪甥、曾孫など

#### 補助金額

補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の2分の1以内で上限50万円

+

中学生以下の子どもと同居する場合は、中学生以下の子ども1人につき10万円の加算

#### 補助金額

補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の2分の1以内で上限20万円

+

中学生以下の子どもと同居する場合は、中学生以下の子ども1人につき10万円の加算

◇ 裏面もお読みください

## 補助金を受けられない費用（補助対象外）

### ○ 引っ越しの費用や家具などの備品の購入費

### ○ 以下の工事費

- (1) 店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅については、自己の居住部分以外の改修工事
- (2) 補助金交付申請時において、既になされた工事
- (3) 造園、門扉、塀等の外構工事
- (4) 改修工事を伴わない解体工事
- (5) 太陽光発電システム設置に係る工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認める工事



## 問い合わせ先

### 移住相談窓口

下諏訪町 産業振興課 移住定住促進室

TEL : 0266-27-1111 (内線 274)

E-mail : [iju@town.shimosuwa.lg.jp](mailto:iju@town.shimosuwa.lg.jp)

下諏訪町への移住を検討している方は、お気軽にご相談ください